

別紙添付資料

第 118 回全日本剣道演武大会（京都大会）申込による確認事項

- 1・主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン
- 2・健康記録表兼確認票について。（ホームページから出力可。）
- 3・新型コロナウイルス感染症感染予防の徹底。
- 4・特に遵守すべき事項。

以上熟読頂き申込をお願いします。

第 118 回全日本演武大会
関係者の皆様へ

<大会参加に関する書類の送付について>

標記の件に付き、下記資料一式をご査収ください。

記

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン
2. 健康記録表兼確認票

本大会は「1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」に準拠して開催いたします。ご自身で熟読のうえ、徹底をお願いいたします。

「2. 健康記録表兼確認票」については 4 月 19 日より記入を開始してください。当日、受付にて回収いたします。

【連絡先】

全日本剣道連盟事務局：遠藤・新美
〒102-0074 東京都千代田区九段南 靖国九段南ビル 2 階
平日：09:30～12:15/13:15～17:30 土日祭日休業
電話：03-3234-6271 Fax：03-3234-6007
E-mail アドレス：taikai@kendo.or.jp

以上

令和3年8月2日

主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、「対人稽古再開に関する感染予防ガイドライン」を改定し、6月21日付で「対人稽古に関するガイドライン」（以下「全剣連ガイドライン」）を制定しましたが、これに伴い「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」（以下、「大会ガイドライン」）を改定しました。

大会ガイドラインは全剣連主催の大会に適用するものですが、各都道府県剣連においても、大会を実施する場合、この大会ガイドラインを参考に、地域及び各剣連の特性に合わせたガイドラインを作成し、安全な大会実施にあたるようにしてください。

なお、本ガイドラインの規定と試合・審判規則等とが抵触する場合、当面は本ガイドラインの規定を優先します。また、感染症の状況や大会会場が所在する都道府県、大会会場となる施設の方針により、逐次、大会ガイドラインの見直し等により安全性の確保を図る予定ですので、ご留意ください。

ガイドライン

【大会を開催するにあたって】

- (1) 全剣連は、公益法人として、政府・行政・各自治体の方針に基づき、剣道の特性を考慮した各種対応を実施する。
- (2) 全剣連は、開催場所が所在する都道府県等自治体及び大会会場となる施設の方針を遵守するものとする。また、自治体や施設には感染対策について事前に相談を行い、了承を得たうえで各種対応を実施する。
- (3) 全剣連は、感染症に関する専門家の意見を尊重し、十分な意見交換を行う。
- (4) 全剣連は、今後、政府や各自治体、専門家から、新しい見解が示された場合は、随時、本ガイドラインの見直しを行う。

- ③咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者。
- ④同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
- ⑤過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

(2) 観戦者に対しても、上記(1)を遵守するようあらかじめ協力を求める。

2. 日常生活における感染予防

選手・大会に参加する関係者へは、ワクチンの2回の接種を推奨する。そして、普段の生活の中で、最大限の感染予防に努め、特に以下の点を遵守する。また、その家族、近親者においても協力を求める。

- (1) 不要不急の外出をしない。
- (2) 人との接触の機会を減らす。
- (3) 3密(密集・密閉・密接)を避ける。
- (4) マスク着用や手洗い・消毒、フィジカル・ディスタンスの確保を励行する。
 - ①選手・関係者は、常時、マスクを着用して外さないことを徹底し、自分の口と鼻を守り、自身の感染と人への感染を避ける。
 - ②マスクをあごにかけた状態(口と鼻を覆わない状態)で会話を行わない。
 - ③屋外であっても、フィジカル・ディスタンス(できるだけ2メートル、最低1メートル以上)が確保できない場合は、必ずマスクを着用する。
 - ④外出先から帰宅した際は、入室後すぐに洗顔・手洗い・うがいを念入りに行う。
- (5) 移動時には、乗り物等の窓を開けて換気し、会話は最小限とする。
- (6) 窓などの開放による室内の積極的な換気を励行する。

マイクロ飛沫が、屋内に長時間滞留することのないよう、窓やドアなどを可能な限り開放し、換気扇や扇風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるようにする。
- (7) 健康な体を維持するため、規則正しい生活を送る。

③大会前の2週間以内に2回陰性の場合

大会前の2週間以内にPCR検査あるいは抗原検査を2回受検し、2回とも検査結果が陰性の場合、37.0度以上になっても平常範囲内であるとして、PCR検査・抗原検査の受検は不要とし、①に該当しない限り出場若しくは大会参加可能とする。

④他の病気が明らかな場合

37.0度以上であって、既往歴等より他の病気の可能性が高い場合は、まず掛かりつけの病院を受診し、発熱の原因が明確な場合は、PCR検査・抗原検査は不要とし、出場若しくは大会参加可能とする。

⑤原因が断定できない場合は、PCR検査あるいは抗原検査を受検し、検査結果が陰性の場合、出場若しくは大会参加可能とする。

(2) 選手・関係者が罹患もしくは罹患疑いと診断された場合の対応

①医師より罹患もしくは罹患疑いと診断された場合は、医師・保健所の指示に従って対応する。

②罹患もしくは罹患疑いと診断された選手・関係者は全剣連事務局へ至急連絡し、連盟は感染症の専門家に相談し、指示を仰ぐ。

③罹患もしくは罹患疑いと診断された選手・関係者は基本的には来場禁止とするが、PCR検査または抗原検査において、2回続けて陰性の判定が出たことを確認した場合は来場を許可する。

(3) 同居の家族等が罹患もしくは罹患疑いと診断された場合の対応

①保健所により、選手・関係者が同居家族や同僚等、感染者の濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従う。

②当該者が濃厚接触者ではないと判断された場合は、対象となる同居家族等は入院あるいは宿泊施設へ移動し、当人とは居住を別にする。

③当該者が濃厚接触者ではないと判断された場合も、当人のPCR検査または抗原検査を行い、陽性の場合には前述①の対応を行う。

4. 直前検査について（出場選手のみ）

(1) 検査の実施

①全剣連が指定する大会については全剣連が指定した方法によって検査を受けること。

詳細は大会ごとの「検査実施要領」を参照

⑨選手が面を着脱する際の畳は、当該選手が面を取り外した後、毎回消毒する。

⑩マイクは、使用する度に毎回消毒する。

(4) 竹刀検査

①検査員はマスクと使い捨て手袋を着用する。

②アクリル板等で検査員と検査を受ける者を仕切る。

③検査→退場のルートを一方通行にする等工夫する。

④待機時に間隔をとる。

(5) 打ち合わせ

①審判・選手（監督）打ち合わせ

打ち合わせの際は審判・選手（監督）の席を指定する。

②その他会議や打ち合わせ

(ア) 参加者全員のマスク着用を徹底する。

(イ) できる限り風通しのよい場所で、窓やドアの開放および扇風機の併用により換気を確保し、適切な参加人数、互い違いに座るなど相互の距離（1メートル以上）に十分に配慮するとともに、終了後の清掃と消毒を徹底する。

6. その他の注意

(1) 時間に余裕を持って行動するように求める。

(2) 係員は選手と必要以上に接触しないようにさせる。

(3) 役員・審判員・係員はマスクとともに全員フェイスシールドも着用する。（審判員は審判時のみ外す）

(4) 備品の共有は行わない。

(5) やむを得ず備品を共有する場合は、消毒して使用する。

7. 取材対応について

(1) 事前申請

当日、取材を希望する報道関係者は事前に全日本剣道連盟へ申請する。申請を受けた報道関係者にはパスを発行し、パスを持っていないければ原則入場は認めない。

- (2) 確認票に、氏名、住所、連絡先電話番号及び当日の体温を記録し、大会会場に持参する。
- (3) 施設に入場後、受付を行い、受付で持参した確認票を提出する。受付終了者は、指定された場所へ移動し、待機する。
- (4) 更衣は可能な限りホテルで更衣する。
- (5) 更衣室は更衣のみとし、密を避けるために更衣が終わったら速やかに退出する。
- (6) 待機場所
 - ① 試合時以外は指定された場所にて待機する。
 - ② 基本的には試合場との移動のみとし、不必要に動かない。
- (7) 食事について
 - ① 指定された場所以外で食事しない。
 - ② 食事する際、マスクを外すのは最低限のみとし、会話は行わない。
- (8) 面マスク及びいわゆる家庭用マスクを持参する。試合時には面マスク、それ以外（開閉会式中、試合開始までの待機中等）は家庭用マスクの着用を前提としている。試合時以外でも面マスクを着用する予定の選手は、面マスクのみの持参で可。
- (9) 会場内では、決められた導線のみを通行する。
- (10) 必要以上に他人と接触しない。
- (11) 時間に余裕を持って行動する。

4. 試合中の注意

- (1) 面マスク、シールド着用（マスクは口と鼻を確実に覆うものとし、持病等により鼻を出す必要がある場合は申請をすること。シールドは口元を覆うものとし、形状の指定はしない）

5. 観戦者への注意

- (1) 観戦者に、会場内で常時マスクを着用するよう協力を求める。
- (2) 声援は、飛沫感染や濃厚接触の恐れがあるため、禁止する。

【暫定的な試合・審判の方法】

- (1) 新型コロナウイルス感染症が収束するまでは暫定的な試合・審判法を感染状況等踏まえながら大会実施要項に定める。

健康記録表兼確認票

登録都道府県名 ()

氏名 () 年齢 () 緊急時連絡先電話番号 ()

	体温		体調	朝食 何処で 誰と	昼食 何処で 誰と	夕食 何処で 誰と
	朝	晩				
4/19 (火)						
4/20 (水)						
4/21 (木)						
4/22 (金)						
4/23 (土)						
4/24 (日)						
4/25 (月)						
4/26 (火)						
4/27 (水)						
4/28 (木)						
4/29 (金)						
4/30 (土)						
5/1 (日)						
5/2 (月)						
5/3 (火)						
5/4 (水)						
5/5 (木)						

この表に記入いただいた全ての情報はCovid-19感染予防の目的以外の使用はせず、厳重に取扱いたします。
ワクチン接種についての回答は任意です。

既往症確認と同様、行事内で感染が確認された場合のリスク管理のために確認しております。

ワクチン接種について(右のいずれかに○をして下さい) 2回以上済み 1回のみ済み していない

1回目ワクチン接種をした日 月 日

2回目ワクチン接種をした日 月 日

3回目ワクチン接種をした日 月 日

※体調欄には、発熱(37.5℃以上)・咽頭痛・咳・嗅覚異常・味覚異常・強い倦怠感・その他の症状(頭痛・腹痛・下痢・嘔吐等)があれば記入する

※緊急時連絡先電話番号はご家族とご連絡が取れる番号をご記入ください

令和4年1月24日

新型コロナウイルス感染症感染予防の徹底

公益財団法人全日本剣道連盟は、第118回全日本剣道演武大会開催に当たって、新型コロナウイルス感染症感染予防を徹底しております。

基本的な感染予防策は、「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」(令和3年8月4日付)及び「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」(8月2日付)を策定し周知徹底しているところですが、出場される選手は改めてこれらガイドラインを見直すとともに、特に、下記の事項を遵守してください。

都道府県剣道連盟にあっても、出場選手を適切にご指導されるようお願いいたします。

特に遵守すべき事項

- 日常生活における基本的感染防止策の徹底
 - マスク着用、手洗い、消毒、3密（密集、密接、密閉）の回避
- 食事時の注意
 - 多人数で食事をしない
 - 食事は、通風、換気の良い場所で行う
 - 食事中は会話をしない（黙食）、会話をするときはマスクを着用
- 稽古における防止策の徹底
 - マスク・シールドの着用
 - 道場・更衣室の換気
 - コロナ禍における暫定的試合審判法の遵守
- ワクチン接種
 - 2回接種を強く推奨
- 新型コロナウイルス検査の徹底
 - 発熱、倦怠感、味覚障害等の症状がある場合、医師の診察受診と検査を実施
 - 稽古仲間に、又は稽古場所において、新型コロナウイルス感染症疑いが発生した場合、濃厚接触者の認定の有無にかかわらず、必ず検査を受けること
 - 以上の場合、所属都道府県剣道連盟に報告すること
- 周囲にも徹底
 - 上記遵守事項は、本人のみならず、所属団体（職場・大学剣道部、所属道場等）にも徹底すること